

揚貨設備規則

規則

2010 年 第 2 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 規則 第 78 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 7 月 27 日 理事会 承認

2010 年 9 月 13 日 国土交通大臣 認可

2010 年 10 月 15 日 規則第 78 号
揚貨設備規則の一部を改正する規則

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 試験及び検査

2.1 一 般

2.1.2 検査の準備等

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 搭載された機器，部品等を交換する場合には，当該機器等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については，交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

附 則

1. この規則は，2010 年 10 月 15 日から施行する。